

添付資料

(平成30年8月19日
自宅郵便受に)

ひつまぶしの会

代表 柳 下 進 様

日頃、市の清掃事業にご協力いただき、ありがとうございます。
ご意見のありましたことについて、回答いたします。

都市計画審議会への諮問についてであります。市では、平成28年11月、小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）から、「(仮称)3市共同資源物処理施設建設に伴う都市計画決定について」の依頼を受け、その後、東大和市都市計画審議会に、今後の東大和市のごみ処理を安定的に行うためには必要な施設であることを、1年にわたり丁寧にご説明させていただいたうえで、市として、資源物処理施設が市民生活に必要不可欠であることから、諮問したものであります。

また、地方自治法第96条第1項には、議会在議決しなければならない事項が規定されていますが、その中に、都市計画決定については含まれておらず、東大和市議会の議決すべき事件として、条例にも議会の議決すべきものとされておりません。

なお、処理品目数の変更後にあっても、地方自治法などからも、東大和市議会での議決案件にはなりません。

次に、本事業の推進につきましては、小平市、武蔵村山市及び本市において組織した衛生組合が行っております。一部事務組合を組織した場合、各自治体が所管する当該事務の執行権限は一部事務組合に移行することから、ごみ処理施設の更新事業については、衛生組合議会において必要な手続きを行い、進めております。

また、衛生組合議会で予算措置が承認された場合、衛生組合を組織している3市は、当該経費を義務的経費として支払うものとなってきます。

次に、確認書の締結につきましては、今後の事務等について、衛生組合が主体となり4者の共通認識を文書で交わしたものでありますことから、庁議に付してはおりません。なお、このことに関する庁内手続きについては、平成25年1月8日付及び同年11月22日付の起案書の決裁により、適切に行っております。

何卒、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

東大和市長 尾崎 保夫